

別居に関する申立書

墨田区長 あて
墨田区福祉事務所長 あて

申告日	年 月 日
申立人氏名	
住所	
電話番号	

虚偽の申告は無効とします。

教育・保育施設の利用にあたり、下記の相手方と別居かつ別生計であり、下記の相手方が対象児童の監護（ ）を行っていないことを次のとおり申し立てます。また、申立人と対象児童が同居していることも併せて申し立てます。なお、今後、申立内容に変更があった場合は、速やかに届け出ます。

相手方氏名		児童から みた続柄		相手方 生年月日	年 月 日
相手方の現住地					
別居かつ別生計の期間 (相手方が対象児童の監護を行っていない期間)	年 月 日(頃)から引き続き現在まで				
離婚手続き等の状況	・離婚調停又は協議 有(年 月~) ・無 ・離婚裁判 有(年 月~) ・無 ・その他 ()				
住民票を異動していない 場合は、その理由					
対象児童氏名				対象児童 生年月日	年 月 日
添付書類 (離婚調停中等であることが 確認できる書類(コピー)のい ずれか一つに○)	調定期日通知書 弁護士の証明書				

監護：子の日常の世話や教育を行うこと。

虚偽の申告をしたと判断された場合、遡及して認定の取消を行う場合があります。この場合、幼児教育・保育の無償化の場合は補助金返還、認可保育施設の場合は内定取消や退所となり、相手方の所得割額と再算定するため、追徴等が発生する場合があります。

保護者記入欄(必ず記入してください)

上記対象児童について
申込中 / 在園中

【利用(予定含む)施設名： _____ / _____ 歳児クラス】

【問合せ先】

・認可保育施設利用申込、在園中の手続きに関すること
墨田区福祉事務所子ども施設課入園係
03-5608-6152(直通)
03-5608-6712(直通)

・施設等利用給付認定に関すること
墨田区子ども施設課保育係
03-5608-1583(直通)